

船橋市住生活基本計画（素案）に対する
意見募集（パブリック・コメント）の結果について

パブリック・コメントの概要	
案の名称	船橋市住生活基本計画（素案）
意見募集期間	平成 27 年 12 月 15 日～平成 28 年 1 月 14 日
意見受付件数	3 人 11 件

※いただいたご意見を、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方を示しています。なお、ご意見は概要のみ掲載しています。

項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
基本理念について		
1	基本理念の説明の中で、「住まいは、健康的で、安全かつ快適であることが尊重される必要があること」となっているが、誰が尊重するのか主語が曖昧であるため、「保障される」の方が適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念の説明をするうえで、住まいの一般的な性質を述べたものですが、住宅に対する価値観は人それぞれであるため「尊重」という表現を用いています。
施策の基本方向について		
2	船橋市は、自然と都市と人との調和したまちづくりを目指しているため、市街化調整区域の住宅供給を抑制して、既成市街地での建て替えや未利用地での開発を誘導するように、都市計画やまちづくりと連動した住生活基本計画を立案してください。	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、都市計画マスタープランなどの庁内関連計画と整合を図り、策定するものとしています。 個別の住宅の開発行為については、条例等により規制誘導を行っています。
3	郊外の良好な住環境に適合した良好な住宅ストックを供給するように、絶対高さ規制が 20m とされている地域では、300 人～400 人/ha 以下の居住密度になるように、密度規制を入れることを検討してください。	<ul style="list-style-type: none"> 「良好な居住環境の形成」については、地区計画制度や建築協定による地域まちづくり活動を推進することとしています。 密度規制を設けることは困難であり、考えておりません。なお、参考に船橋市の人口密度について、町丁目単位で 300～400 人/ha 以上に該当するところはありません。

項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
4	<p>公営住宅の供給戸数が極めて限られていることから、1戸建ての空家や老朽化したアパートなどを活用した、障がい者や高齢者向けのグループホームや若者向けのシェア住宅などを行う住宅事業者に対して、改修費の補助や事業手法のノウハウの提供等の支援を行い、低所得の障害者や高齢者・若者向けの住宅供給を図るような施策を取り入れてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「空き家の管理と空き家防止対策」の中で、空き家の有効活用を促進するため、シェアハウスやグループリビング、グループホーム、地域のサロン等の活用方策を検討することとしています。 住宅の確保に配慮を要する方々への居住支援の取組みを進めるため（仮称）船橋市居住支援協議会の設立を目指します。
5	<p>まちづくりの目標を「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」としているのですから、人々がふれあえる場づくりを大事にして、近所の人と交流できる場づくりを促進してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「良好な居住環境の形成」の中で、町会・自治会によるコミュニティ活動への支援など、良好な居住環境の形成につながる取組みを推進することとしています。
6	<p>自分さえ良ければと、皆見て見ぬふりをしている事が地域を悪くしている。治安が悪くなっている事を分かってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、船橋市が、「人にやさしく安全に安心して住み続けられるまち」であるための、今後5年間の施策を示したものです。自主防犯活動支援事業や船橋ひやりハッと防犯ネットワーク等の施策により、住宅だけでなく、良好な居住環境の形成を目指してまいります。
7	<p>「子育て世帯の住環境整備」について、現状分析では子育て世帯の63.1%が誘導居住面積水準以下と再三強調しているが、対応が不十分ではないか。これらの世帯への支援として家賃助成制度を検討することを求めたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯に対しては、市営住宅の優先入居や、親・子世帯近居同居の支援等により、子育て世帯のニーズにあった居住環境整備を推進することとしており、現時点では家賃助成について考えておりません。「子育て世帯の住環境整備」については、今後も広く検討してまいります。

項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
8	<p>「住宅ストックの質の向上」について、新規事業として「バリアフリー化等助成制度」を検討している。介護保険制度のバリアフリー化の給付とは別途に、認定を受ける以前に補助を行うもので、介護予防の観点から評価できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の通り、住宅の安全性を向上し、介護予防により長期的な居住が可能となるよう、居宅のバリアフリー化等を助成する制度を検討しています。これらの施策により、長期にわたって住み続けられる良質な住宅ストックの形成に取り組んでまいります。
9	<p>「分譲マンションの適切な管理」について、建て替え事業に対する支援、助成制度が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したマンションの大規模修繕・建替えについては、住民間の合意形成の問題が大きいと認識しております。そのため、マンション管理士等派遣事業や、セミナー、相談会の開催等により、大規模修繕や建替えが円滑に行われるよう支援に努めることとしており、現時点では助成制度は考えておりません。
10	<p>「住宅確保要配慮者への対応」の中で、「災害で住宅を失った住宅困窮者に対し、一時的な住宅として市営住宅の空き家を提供する」としているが、この施策は住宅をあらかじめストックして置くのか、その時点で空きがあった場合に提供するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ2戸の市営住宅をストックとして用意しています。 民間賃貸住宅への入居を支援する制度を検討してまいります。
11	<p>「市営住宅供給計画」では、28年度から32年度までの5年間で110戸を供給するとしているが、市はこの計画で本当に充分と考えているのか。重点施策の中では、これら住宅確保要配慮者の増加がみられることから「限られた市営住宅」ストックの有効活用のあり方の再検討を行うとして、市自らが充分でないことを認めているがどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「限られた市営住宅ストックの有効活用」については、供給できる市営住宅の数には限りがあり、真に住宅に困窮する世帯に対して、的確に供給を行うという趣旨で記載しています。 「市営住宅供給計画」における供給戸数は、住生活基本計画(全国計画)で示された推計方法を参考に、統計調査の結果等を踏まえて設定したもので、平成28年度から32年度までの5年間は当初90戸を供給する予定でしたが、110戸を供給することに変更いたしました。今後とも引き続き市営住宅の需給バランスや市民ニーズを注視してまいります。